

東海農業振興地域整備計画について

1 趣旨

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条の2に基づき、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を実施することとなっている。令和6年度に調査を実施し、本市の農業の振興方向を再検討したところ、適正な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じたことから、東海農業振興地域整備計画を変更するもの。

2 農業振興地域整備計画とは

(1) 目的

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するもの。

(2) 策定の流れ

ア 農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本指針を策定

イ 愛知県知事が農業振興地域整備基本方針を策定し、農業振興地域を指定

（現在、市内にて1, 125haが農業振興地域に指定）

ウ 東海農業振興地域整備計画を策定（昭和49年度）

（おおむね5～10年ごとに計画の見直しを実施）

3 農業振興地域内の面積

（単位：ha、％）

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
前回面積 (平成26年)	605	50.1	2	0.2	104	8.6	106	8.8	5	0.4	385	31.9	1,207	100
現在面積 (令和7年)	411	36.5	2	0.2	56	5.0	100	8.9	—	—	556	49.4	1,125	100

4 基礎調査（抜粋）

(1) 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し (単位：ha、%)

	総面積	農用地			混牧林地	農業用施設用地	小計	山林原野	住宅地	工業用地	その他
		農地	採草放牧地	計							
平成 24 年	1,207 (100)	743 (61.6)	— (—)	743 (61.6)	— (—)	1 (0.1)	744 (61.6)	129 (10.7)	— (—)	— (—)	334 (27.7)
平成 29 年	1,207 (100)	604 (50.0)	— (—)	604 (50.0)	— (—)	2 (0.2)	606 (50.2)	104 (8.6)	— (—)	— (—)	497 (41.2)
令和 4 年 (現況)	1,125 (100)	549 (48.8)	— (—)	549 (48.8)	— (—)	2 (0.2)	551 (49.0)	97 (8.6)	— (—)	— (—)	476 (42.3)
令和 14 年 (見通し)	1,005 (100)	265 (26.4)	— (—)	265 (26.4)	— (—)	2 (0.2)	267 (26.6)	66 (6.6)	115 (11.4)	— (—)	557 (55.4)

(2) 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し

ア) 経営体数の動向及び見通し (単位：経営体)

	農業経営体数			経営耕地規模別内訳						
	総経営体数	個人経営体	団体経営体	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10ha	10～20ha	20ha以上
平成 24 年	678	672	6	190	270	202	10	3	—	3
平成 29 年	609	600	9	202	223	174	5	5	—	—
令和 4 年 (現況)	489	481	8	168	193	122	5	—	1	—
令和 14 年 (見通し)	366	355	11	149	138	74	3	—	2	—

(3) 耕地の拡張及びかい廃

(単位：ha)

	拡張	かい廃						
			自然災害	人為かい廃	非農林業用途への転用	農林道等植林	荒廃地	その他
平成 25 年～ 平成 29 年	—	115.6	—	115.6	56.2	—	59.4	—
平成 30 年～ 令和 4 年 (現況)	—	218.7	—	218.7	101.7	—	117.0	—
令和 5 年～ 令和 14 年 (見通し)	—	301.3	—	301.3	70.8	—	230.5	—

(4) 農用地利用集積の現況及び見通し

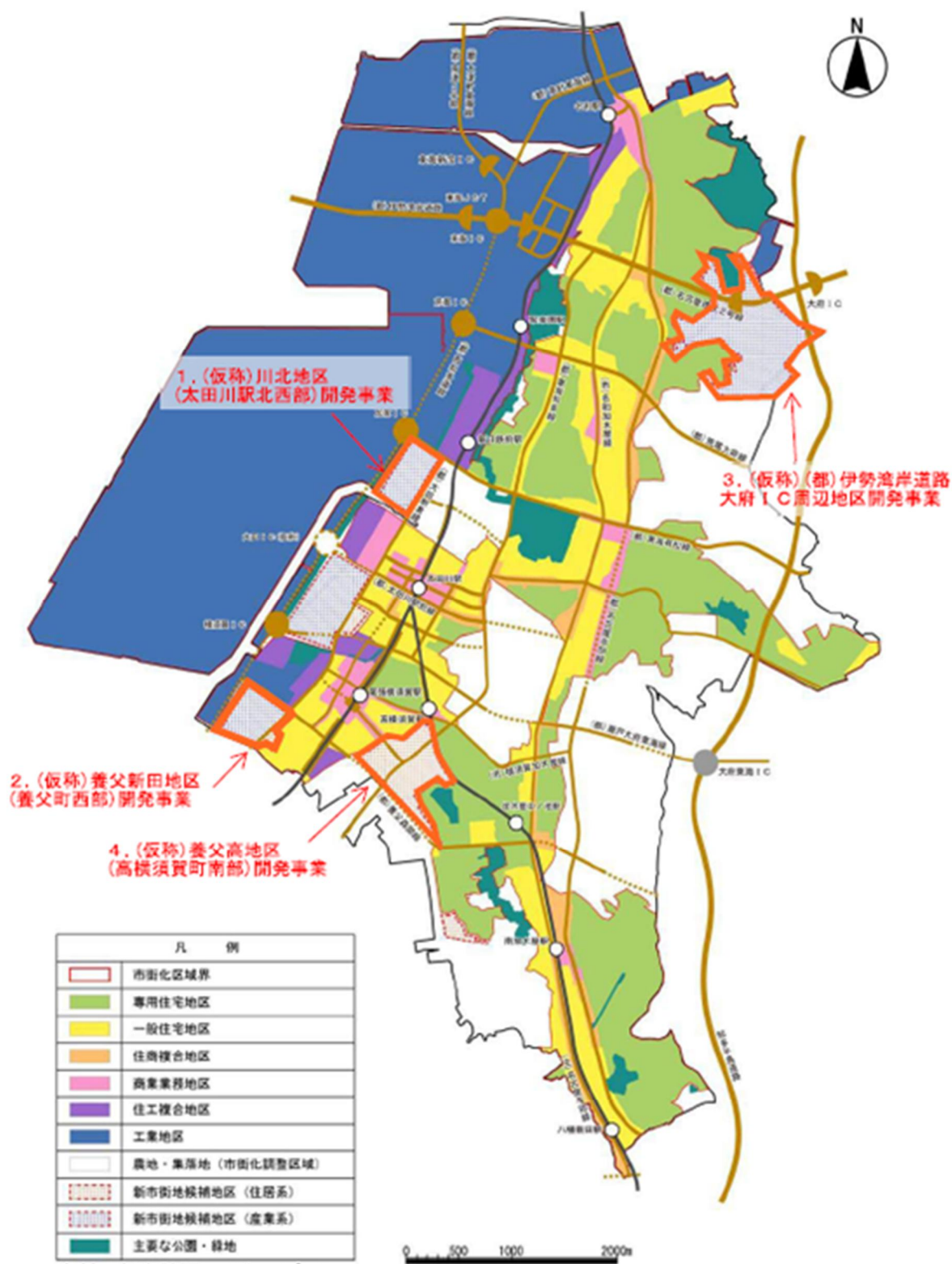
(単位：ha、%、人)

		令和 4 年(現況)	令和 1 4 年(見通し)
担い手の耕作面積計	①	103.5	117.1
自作地		85.3	95.2
借入地・特定作業受託地		18.2	21.9
借入地		18.2	21.9
特定作業受託地		—	—
耕作面積	②	591.0	583.0
担い手の農地利用集積率	③=①/②	17.5	20.1
認定農業者数		40	32

5 東海市が5年以内に実施する開発構想

- (1) (仮称) 川北地区 (太田川駅北西部) 開発事業
規模 約24.0ha (内農用地区域面積 約18.1ha)
- (2) (仮称) 養父新田地区 (養父町西部) 開発事業
規模 約26.9ha (内農用地区域面積 約21.9ha)
- (3) (仮称) (都) 伊勢湾岸道路大府IC周辺地区開発事業
規模 約56.0ha (内農用地区域面積 約41.5ha)
- (4) (仮称) 養父高地区 (高横須賀町南部) 開発事業
規模 約47.0ha (内農用地区域面積 約38.3ha)

東海市が5年以内に実施する開発構想 【位置図】



6 農業振興地域整備計画（抜粋）

(1) 農用地利用計画

ア 計画内容

優良な農地の確保及び保全をするために、農業上の利用を図るべき区域として農用地区域を設定し、その区域にある土地の農業上の用途区分を定めるもの。

イ 詳細

㊦ 土地利用区分の方向（土地利用の方向）

農業地域は、土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地について、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図る。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努める。

農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第7次東海市総合計画（2024～2033）、東海市都市計画マスタープラン（2023～2033）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達成を図る。

（単位：ha、％）

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・ 原野		住宅地		工場 用地		その他		計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在 (令和7年)	411	36.5	2	0.2	56	5.0	100	8.9	—	—	556	49.4	1,125	100
目 標 (令和17年)	254	25.3	2	0.2	60	6.0	120	11.9	—	—	569	56.6	1,005	100
増 減	△157		—		4		20		—		13		△120	

(イ) 農用地利用計画変更の基本方針

今回の見直しについては、おおむね10年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第7次東海市総合計画及び東海市都市計画マスタープランと整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境

を整備し、優良農地の保全に努める。

(ウ) 農業上の土地利用の方向（農用地等利用の方針）

農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。

新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。

平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、フキ、トマト、ナス、洋ラン等の施設園芸、タマネギなどの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。

丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。

(2) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画（農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向）

本市の農家意向調査結果（令和6年度実施）において、『年齢』に関する質問では9割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が伺える。

本市の特産品であるフキ・タマネギ・花き類・果樹類などを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応する高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、農業経営・就農支援センター、知多農起業支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、本市の農業の将来を担う幅広い人材確保のため、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進し、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地取得については農地バンクの活用、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的

な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

6 東海市が5年以内に実施する開発構想

都市計画マスタープランとの整合性を図るため、5年以内に実施する開発構想として以下の4地区について記載するもの。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 川北地区（太田川駅北西部） | 約24.0ha |
| (2) 養父新田地区（養父町西部） | 約26.9ha |
| (3) （都）伊勢湾岸道路大府IC周辺地区 | 約56.0ha |
| (4) 養父高地区（高横須賀町南部） | 約47.0ha |

7 計画書の公告等

- (1) 第13条第4項において準用する法第12条第1項の公告
令和8年3月18日
- (2) 市ホームページの更新
令和8年3月下旬予定

